≪議題3≫資料1 (議題説明資料)

働きかけ記録制度の導入について

総務部総務課

「県土整備部における不適正事案に係る検討会議」からの提言を踏まえて、職員が不当な働きかけを受けた場合に記録する制度を導入することとしたい。

1 検討会議からの提言及び今後の取組方針の内容

提言	○ 職員に対する働きかけをけん制するとともに、働きかけに組織的に対応するため、		
	職員が、入札・契約、許認可、補助金等の事務の相手方となる利害関係者から不当な		
	<u>働きかけ</u> を受けた場合、これを記録する制度の導入を検討すべきである。		
取組	○ <u>入札・契約、許認可、補助金等の相手方</u> からの <u>不当な働きかけ</u> を受けた場合、記録		
方針	し所属長に提出する制度を導入する。		

2 記録の対象とする不当な働きかけの範囲

職員に対し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼すること。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 不特定多数の者がその内容を知り得る場におけるもの
- (2) 議事録が作成される会議の場におけるもの
- (3) 県の機関あてに発出された文書によるもの

3 記録制度の概要

- 外部の者から不当な働きかけに該当する疑いがある要求又は依頼を受けた職員は、相手方に対し、当該要求又は依頼に応じることができない旨、及び当該要求又は依頼の内容が記録される旨を伝えるよう努める。
- 職員は、対応記録簿を作成し、所属長に報告する。
- 所属長は、当該要求又は依頼が「不当な働きかけ」に該当すると認める場合は、対応記録簿を主管課長に送付する。
- 主管課長は、必要に応じ、主務課長と連携して必要な措置を講じる。
- 総務課長は、不当な働きかけの概要を、毎年度、県ホームページにおいて公表する。

4 事務の流れ

No	事務工程	工程解説
1	外部の者から不当な働きかけに該当する	・ 相手方に、記録制度の趣旨を説明することで、働きかけが
	疑いがある要求又は依頼を受けた職員	激化することの抑制や今後の不当な働きかけのけん制効果
	は、要求又は依頼をした者に対し、要求	が期待できるため、説明することが望ましいが、やむを得な
	又は依頼に応じることができない旨及び	い事情を考慮し、努力義務にとどめる。
	要求又は依頼の内容が記録される旨を伝	・ 記録制度の趣旨を説明することにより、相手方が要求を
	えるよう努める。	撤回した場合においても、働きかけを記録する。
2	対応職員は、速やかに対応記録簿を	・ 制度の実効性を確保するため、職員が不当な働きかけに
	作成し、所属長に報告する。	該当する疑いがある要求又は依頼を受けた場合は、報告を義
		務づける。ただし、当該要求又は依頼が不当な働きかけに該
		当する疑いがあるかの判断は、職員の裁量にゆだねる。
3	所属長は、地方公務員法その他退職管理	・ 既存の再就職者からの働きかけ記録制度は本制度に移行・
	の観点から適当ではないと思料するもの	統合を行うが、地方公務員法第38条の2の働きかけ規制の
	であるときは、人事課長に情報提供を行	対象とは必ずしも一致しないため、同法第 38 条の2で規制
	う。	される働きかけを受けた場合は、本制度とは別に、人事
		委員会への届出を行うこととなる(職員に周知する)。
4	所属長は、当該要求又は依頼が不当な	・ 各部局主管課のコンプライアンス推進担当者が中心と
	働きかけに該当すると判断したときは、	なり、(必要に応じて)対応措置を講ずるため、主管課に対応
	対応記録簿を主管課長に送付し、併せて	記録簿を送付する。
	内容を主務課長(不当な働きかけを受け	・ 対応措置は、働きかけを受けた事業の主務課でないと対応
	た事務を所掌する課の長)に共有する。	措置を判断できない場合など、主務課と連携をする必要が
		あることから、働きかけを受けた事務を所掌する主務課にも
		対応記録簿の内容を共有する。
5	主管課長は、必要と認めるときは、主務	・ 必要に応じて不当な働きかけへの措置を講じるため、対応
	課長と連携して必要な措置を講じ、結果	措置の項目を設ける。
	を所属長へ通知する。	
6	主管課長は、対応記録簿の内容及び措置	・ 公表の際、対応結果を把握する必要があるため、主管課は
	の結果を総務課長に共有する。	対応記録簿の内容及び結果を総務課に共有する。
7	総務課長は、不当な働きかけの記録の	・ 公表に際しては、知事部局以外の不当な働きかけの記録の
	概要を県ホームページで公表する。	概要についても総務課で取りまとめて公表を行う。

5 導入に向けたスケジュール

令和7年2月 職員への周知を実施 3月 運用開始